主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森健の上告趣意(後記)は、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また 記録を精査しても同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同法四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	: ]]]	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	$\nabla$	介